



令和6年度

広島市

# こども誰でも 通園制度

## 試行的事業実施のご案内

### 事業内容

広島市に住所を有する子どものうち、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所(以下、「保育園等」という。)に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、月10時間を上限として保育園等において受け入れを行います。令和6年度は試行的事業のため、実施施設、実施期間、利用枠等に限りがあります。

**対象者** 保育園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子ども  
※対象となる子どもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施します。  
※広島市に住所を有する方が対象です。

**令和6年度申込期間** 令和6年5月1日～令和6年5月21日(申請時に既にお生まれの方)  
※11月に第2次受付実施予定

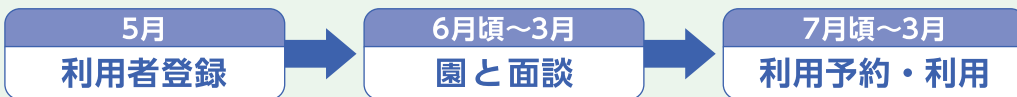
**実施施設** 令和6年4月中旬に広島市ホームページでお知らせします。

**受入開始時期** 令和6年7月頃から順次

**ご利用料金** 一人1時間当たり300円 ※生活保護世帯等、世帯状況により減免があります。  
(詳しくは広島市ホームページをご確認ください)

**お支払い方法** 施設によって異なります。(各施設にお問い合わせください。)

### ご利用までの流れ



《裏面も必ずご確認ください》



# こども誰でも 通園制度



・ 試行的事業実施のご案内 ・

実施施設  
約30施設  
(予定)

## ご利用の手順

### 1 利用者登録

利用者登録  
フォームから  
申請

減免書類の提出  
(生活保護世帯等  
減免対象の方)

広島市において  
要件及び  
減免の確認

電子チケット  
(二次元コード)  
受取

面談・利用予約  
システムのID等  
受取

施設利用にあたって、あらかじめ広島市へ利用者登録の申請を行う必要があります。利用者登録は、広島市ホームページからリンクする電子申請フォームから行います。電子申請の期間は、令和6年5月1日から令和6年5月21日を予定しています。

利用者は、次の3つの要件を全て満たす必要があります。

- ・ 広島市内に住民票があること
- ・ 利用を希望するお子様が、利用日時(令和6年7月1日以降)において、0歳6か月～2歳児(満3歳未満)であること
- ・ 利用を希望するお子様が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所のいずれにも在籍していないこと

申請完了後、広島市で要件の確認を行い、令和6年6月を目途に、月10時間までご利用できる電子チケット(二次元コード)と、面談・利用予約システムにログインするためのID等をご登録いただいたメールアドレスに送付します。

### 2 面談予約・面談

面談・利用予約  
システムから  
ログイン

面談予約フォーム  
から面談希望日時  
の予約申請

面談日時決定の  
連絡(通知)  
受取

面談

面談完了通知

面談・利用予約システムから希望する施設と日時を申請します。

申請後、施設が決定した面談日時がメールで届きますので、対象のお子様と一緒に面談を行っていただけます。面談時には、アレルギーや障害手帳の有無、発育状況など子どもの安全確保に関する情報を伝えていただけます。施設において安全に受け入れることが困難な場合、ご利用いただけないこともありますのでご了承ください。

### 3 利用予約

利用予約フォーム  
から利用希望日時  
の予約申請

利用日時決定の  
連絡(通知)  
受取

利用予約フォームから希望する施設と日時を申請します(面談が完了している施設のみ申請可能です。)

申請後、施設が決定した利用日時がメールで届きます。

### 4 利用

電子チケット提示  
(施設で二次元  
コード読取)

利用料支払

利用

利用アンケートを  
お願いする場合が  
あります

利用日当日は、施設において、面談・利用予約システムに届いた二次元コードを提示いただくとともに、利用時間数に応じた利用料をお支払いください(支払方法は施設により異なります)。施設が二次元コードを読み取ることで、利用予定時間分のチケットが減算されます。

また、ご利用の中止や変更の際は必ず施設へご連絡ください。利用時間を過ぎてご連絡がなくキャンセルとなった場合、チケット枚数は予約時間分減算します。